

議案第440号

さいたま都市計画公園の変更について

(さいたま市決定)

計画書（公園）

さいたま都市計画公園の変更（さいたま市決定）

都市計画公園中 9・6・01 号大宮公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
広域公園	9・6・01	大宮公園	さいたま市大宮区 高鼻町2丁目、3 丁目、4丁目、寿 能町1丁目、2丁 目、堀の内町2丁 目、3丁目及び見 沼区大和田町1丁 目地内	約 73.4ha	硬式、軟式 野球場、陸 上競技場兼 双輪場、体 育館、庭球 場、修景池、 多目的広場 他

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画道路 3・3・11 産業道路（堀の内工区、堀の内2工区）の事業化に伴い、都市計画道路 3・6・93 天沼高鼻線との交差点形状の見直しが必要となった。それに伴い、見直し後の天沼高鼻線にあわせて、大宮公園の一部区域を公園区域から除外するものである。

理由書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、さいたま都市計画公園9・6・01号大宮公園の変更についての理由を示したものです。

I 公園の概要

本公園は、東武アーバンパークライン大宮公園駅から約300m南西側に位置し、計画面積約73.4haの広域公園で埼玉県が管理する公園です。

明治18年、埼玉県最初の県営公園として誕生し、その後、昭和37年に都市計画公園として決定され、昭和55年「第二公園」が大宮公園の東側に、更に平成13年「第三公園」が第二公園の南側に開設されました。

主な施設として、硬式野球場、陸上競技場兼双輪場、サッカー場、水泳競技場、弓道場、小動物園、児童遊園地などが整備されており、令和7年3月までに、67.8haが開設されています。

II 都市計画（変更）の必要性

大宮公園の東側を通る都市計画道路3・3・11産業道路（堀の内工区、堀の内2工区）の事業化にあたり、交通管理者と協議したところ、今回変更区域の東側に接する都市計画道路3・6・93天沼高鼻線との交差点形状の見直しが必要となりました。見直し後の天沼高鼻線が大宮公園の一部と重複することから、大宮公園の区域の一部を変更する必要があります。

III 上位計画での位置づけ

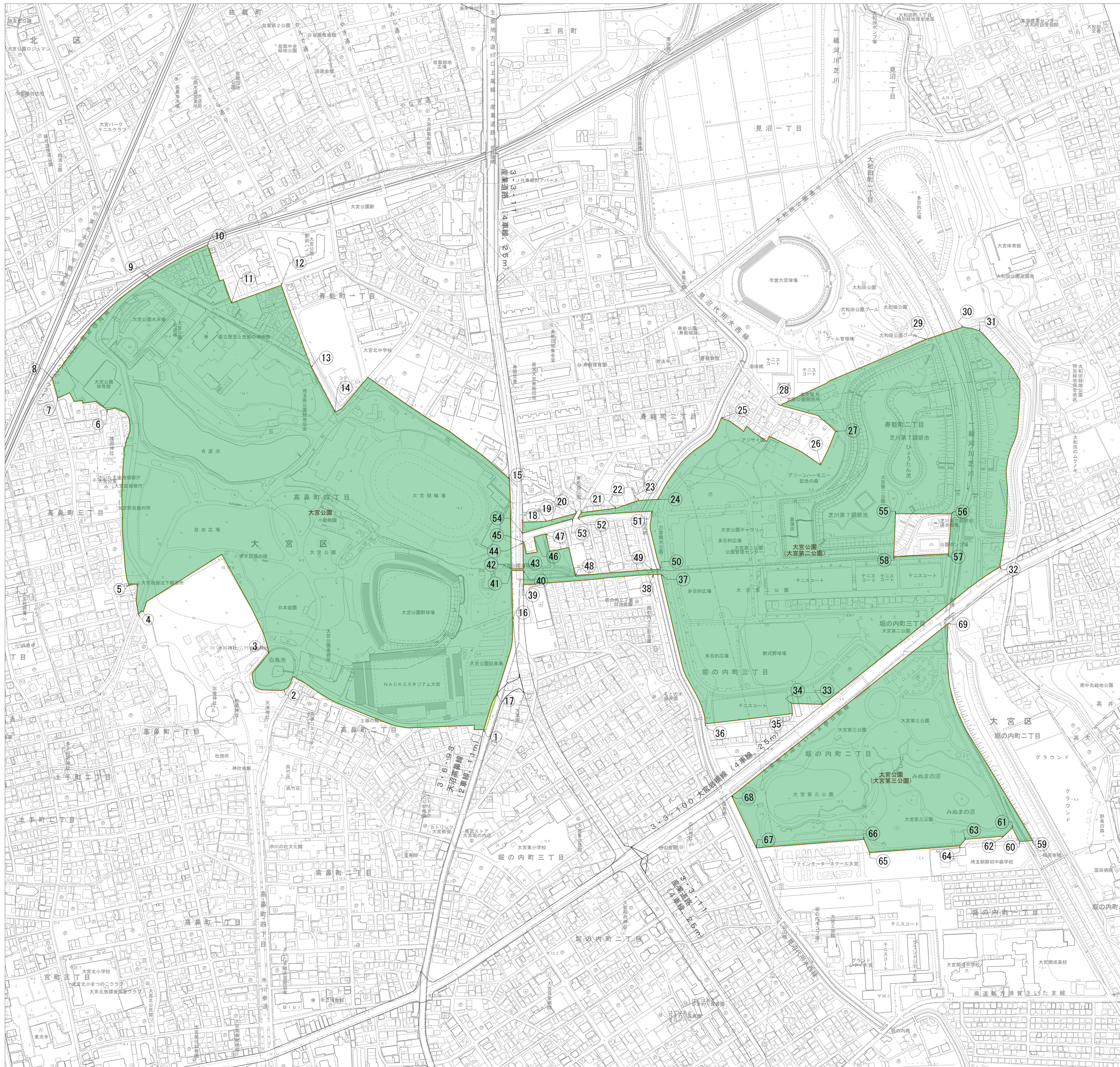
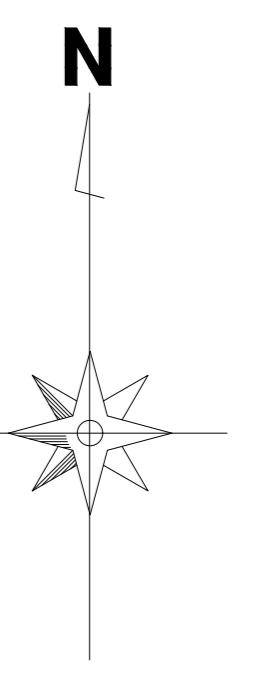
さいたま市緑の基本計画において、本市の緑の将来像を、「みどりの豊かさを感じる快適なまち さいたま」として掲げ、当該公園は緑の機能が發揮できる「みどりのシンボル核」のひとつとして位置づけ、都市の魅力・活力を高めるとともに、歴史・文化的な緑として保全・育成に努めることとしています。

都市計画道路3・3・11産業道路及び都市計画道路3・6・93天沼高鼻線については、さいたま市道路網計画に位置付けられており、そのうち、産業道路（堀の内工区、堀の内2工区）については、さいたま市道路整備計画にて事業化予定路線として位置付けられています。

IV 関連する都市計画

変更する公園区域の東側に接する、都市計画道路3・6・93天沼高鼻線（2車線、11m）の線形及び区域を変更する。

計画図



凡 例

	変更後の区域界
	変更前後で変わらない区域
	変更前の区域界
	削除される区域

表示目	備考	表示目	備考
1-2 地目地番界		32-33 都市計画道路界	
2-3 "		33-34 地目地番界	
3-4 "		34-35 "	
4-5 "		35-36 "	
5-6 "		36-37 道路界	
6-7 "		37-38 見透線界	37は50から道路界9mの点
7-8 "		38-39 道路界	
8-9 "		39-40 都市計画道路界	40は39から北方向25mの点
9-10 道路界		40-41 見透線界	41は15から南方向150mの点
10-11 地目地番界		42-43 "	42-43は40-41と3.5m離れて平行
11-12 道路界		43-44 都市計画道路界	
12-13 "		44-45 "	
13-14 "		45-46 地目地番界	
14-15 地目地番界		46-47 道路界	
15-42 都市計画道路界		47-48 地目地番界	
41-16 "		48-49 道路界	
16-17 道路界		49-50 見透線界	50は51から道路界100mの点
17-1 都市計画道路界		50-51 道路界	
18-54 "	18は54から道路界20mの点	51-52 "	
18-19 見透線界	19は53-54線と平行に10m離れた点で20より53mの点	53-54 "	
19-20 "	19-20は53-54と10m離れて平行	55-56 地目地番界	
20-53 道路界		55-58 "	
21-52 "		56-57 "	
21-22 見透線界	21-22は51-52と10m離れて平行	57-58 "	
22-23 "	22は21より東方向60mの点	59-60 見透線界	60は64-65の延長線上 64より東方向102mの点 59は64-65の延長線上 64より東方向125mの点
23-24 "	23-24は51-52と20m離れて平行	60-61 道路界	
24-25 道路界		61-62 水路界	
25-26 地目地番界		62-63 "	
26-27 "		63-64 "	
27-28 道路界		64-65 "	
28-29 都市計画公園界		65-66 "	
29-30 "		66-67 地目地番界	
30-31 "		67-68 道路界	
31-32 "		68-69 都市計画道路界	

1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

資料 2

さいたま都市計画公園の変更について

都市計画法第 16 条に基づく意見聴取の状況／

都市計画法第 17 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

【議案第 440 号関係】

議案第440号 さいたま都市計画公園の変更について

1 都市計画法第16条に基づく意見聴取の状況

(1) 対象公園 大宮公園

(2) 意見聴取の状況

期間	令和7年8月1日（金）から 令和7年8月15日（金）まで
周知方法	・市報 ・市ホームページ ・周辺権利者への郵送
意見数	3件

(3) 意見の要旨

種別	意見の要旨	意見に対する市の見解
都市計画道路に関すること（3件）	当該区間は、自転車が歩道を走り、歩行者と接触する危険がある。歩道の拡幅も要望する。 寿能陸橋まで拡幅すべきである。	今回の意見の募集は、都市計画公園の変更に関するものです。 頂いたご意見に関しては、都市計画道路に関するものであり、参考意見として事業所管課に共有しました。
	都市計画道路の工事は、やめて下さい。	今回の意見の募集は、都市計画公園の変更に関するものです。 頂いたご意見に関しては、都市計画道路に関するものであり、参考意見として事業所管課に共有しました。
	<交差点の形状見直しに伴う意見> ・歩行者や自転車が多数利用（小中学校の通学路にもなっている）しているが、歩行者用の信号機がないのは何故なのか。 ・交差点片側（南側・動物病院側）の歩行者用道路（車止めを設けた歩道）	今回の意見の募集は、都市計画公園の変更に関するものです。 頂いたご意見のうち、道路に関することは事業所管課へ共有しました。また、公園の草の管理については公園管理者である埼玉県に共有しました。

の確保が必要。現在、白線が引いている歩行者が歩くスペースは狭いにもかかわらず、公園の草が道にはみ出していたり、ヒマラヤスギの葉がたくさん落ちており、滑りやすく危険なため、歩行者や自転車は車道（白線の外線）を歩いている。このヒマラヤスギが植えているスペースや公園の一部を歩行者専用の道にできないか。

＜懸念していること＞

- ・交差点が広くなり、見通しがよくなることでスピードを上げて交差点に侵入してくる車が増えるのではないか。そうした時に、車同士の事故に歩行者（小さな子どもやお年寄り）が巻き込まれないために、通学路にもなっている道の歩行者用道路（車止めを設けた歩道）の確保が必要ではないか？
- ・交差点近くのヒマラヤスギの葉が通年を通して大量におちている。お年寄りや自転車、小さな子どもの安全を守るために、側溝に溜まりやすい葉やゴミを住民が掃除しており、非常に手をやいている。また、ここは内水氾濫しやすい場所になっており、側溝にヒマラヤスギの葉が溜まるとすぐに水溜まりができ歩行できない道になるため、まめに掃除をしないといけない。

近年はこのヒマラヤスギにカラスが毎年巣を作り、何人もの住民が襲われた。お年寄りや小さな子どもが多く住む地域で、これ以上大きな被害が起きる前に何とかヒマラヤスギの伐採ができるないだろうか。そして車の事故から小さな子どもやお年寄りを守るために、安全を確保した車止めを設けた歩道を確保できないだろうか。

2 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

（1）縦覧の期間及び縦覧者数

縦覧の告示	令和7年9月30日
縦覧及び意見書の提出期間	令和7年9月30日から 令和7年10月14日まで
縦覧者数	0名

（2）意見書の提出状況

0通0名

3 その他